

令和2年度「日中植林・植樹国際連帯事業」による助成事業 Q&A

◆助成対象団体

Q1: 全ての非営利団体、地方自治体が助成対象になりますか。まだ活動実績がありませんが、助成の対象となりますか。

A1: 活動実績は問いません。「日中植林・植樹国際連帯事業」募集要領5(P3)に該当する団体が対象となります。

◆助成事業内容

Q2: 第三国とは具体的にどの国を指すのですか。主に東南アジアを中心とする国とありますが、アフリカ、オセアニア、北中南米も助成の対象になりますか。

A2: 日本と中国以外の国・地域が対象となります。

Q3: 野生生物・動物の保護、絶滅危惧種の保護を目的とする植林は助成の対象になりますか。

A3: 対象となります。

Q4: 生活環境林とは具体的にどのような植林でしょうか。

A4: さまざまな生活環境の保全に寄与することを目的に管理、または維持する森林や地域住民の生活に必要な薪、材木、果樹等を得るための植林(コミュニティーフォレストリー)です。

Q5: なぜ中国だけ植林面積の規定があるのでしょうか。中国での植林は 10ha 以下だと申請できませんか。第三国の植林面積は何 ha でも申請できますか。

A5: 中国での植林はこれまでの日中間における植林実績等を勘案し、10ha を下回らないものとしていますので 10ha 未満は申請できません。第三国での植林には面積の条件を設けていません。

Q6: ボランティアは 20 名以上参加しても構いませんか。

A6: 20 名以上の参加も可能ですが、助成の対象となるのは 20 名までです。

◆申請

Q7: 複数の事業を同時に申請できますか。

A7: 申請いただけます。

Q8: 複数の団体と一緒に申請することはできますか。

A8: 複数の団体・組織が共同して事業の実施に関わることは可能ですが、申請者は一団体となりますので、代表となる団体・組織と代表者を決めて申請してください。

Q9: 他の助成制度と併願しても構いませんか。

A9: 他の助成制度との併願は可能です。すでに他の助成を受けている場合(受ける見込みがある場合も

含みます)、「助成申請書」に、受けている助成先名、金額(含む内訳)を記載してください。ただし、日本国、または国の機関から補助・助成を受けているか、受ける見込みのあるものについては併願できません。

Q10: 申請書をメールで送付することはできますか。

A10: メールでの申請は受け付けておりません。申請書類は郵送にて日中友好会館までお送りください。「助成申請書(日中友好会館のホームページにある様式)」は電子媒体に保存したのも併せてお送りください。

Q11: 事業を複数年にわたり実施したいのですが、継続して助成は受けられますか。

A11: 助成対象は1年以内に終了する事業です。複数年にわたる場合、次年度の公募に申請することは可能です。継続して助成を受けることができるかどうかは、年度ごとの申請、審査により決定されます。

Q12: 事業を複数年にわたり実施する計画をしていますが、2年目以降の保育費用は助成の対象になりますか。

A12: 交付決定の日から1年以内に実施する保育費用は助成の対象ですが、2年目以降に必要な費用は助成の対象となりません。Q11の通り、次年度の公募に申請することは可能ですが、前年度に実施した植林分の保育費は申請できません。

Q13: カウンターパートとの間に交わした事業協力に関する書類がないのですが、申請できますか。

A13: カウンターパートとの間に交わした書類(協議書、覚書等)は必ず必要です。ない場合は申請できません。ただし、提出できることが確実であってやむを得ない事情のため、申請期限までに提出できない場合はその事由を書面にして、募集要項 1(2)(P.1)に記載の内容が分かる書類と一緒に提出してください。その上で、カウンターパートとの間に交わした書類(協議書、覚書等)を3月3日(水)までに提出してください。

Q14: 助成を申請する事業の実施にあたり、申請者(団体)の自己資金による費用負担は必要ですか。なくても応募できますか。

A14: 申請者が地方自治体である場合を除き、自己資金による費用負担は必ずしも必要ではありません。(募集案内8.(P4)及び同別表:助成の対象とする経費(P6)参照)

◆助成金

Q15: 団体のスタッフ(技術者ではない)や技術者の現地への派遣費用、現地での通訳費、申請者(団体)の運営資金は助成対象になりますか。

A15: 助成対象は募集案内別表:助成の対象とする経費(P6)のとおりです。

Q16: 助成金の交付はどのように行われますか。

A16: 本助成金は精算払いです。助成事業終了後、「助成事業実績報告書」とともに、支払い額及び支払先を明らかにした証憑類等の写しと、「助成金支払申請書」を提出してください。「助成金交付申請

書」等にある資金計画等と内容を照合・確認し、助成事業者の指定口座に助成金を振り込みます。

Q17: 助成金概算払いの申請方法を教えてください。

A17: 概算払いが必要な場合は「助成金概算払請求書」を提出してください。事業着手後の概算払い請求には、事業の進展度合いを記載した書類も提出してください。概算払いの交付は事業の進展度合いを考慮し、交付決定額の50%を上限に交付することができます。

Q18: 事業着手時に概算払いの申請はできますか

A18: できます。必要な場合は事業着手時に必要とする助成金額及びその理由・用途を記載し、「助成金概算払請求書」を提出して下さい。

Q19: 助成金は円で交付されるのでしょうか。それとも現地通貨でしょうか。

A19: 助成金は助成事業者に対し、全て円で交付します。日中友好会館から申請者(団体)以外への送金はいりません。

Q20: 中国だけ機材・資材調達費と基盤整備費が中国側負担になるのはなぜでしょうか。中国側が負担できない事業は応募できませんか。

A20: 「中国での植林事業」は機材・資材調達と基盤整備にかかる費用を中国側で負担する事業に助成するものです。中国側が費用負担できない(しない)事業は助成の対象となりません。

Q21: 第三国側の費用負担は必要ないでしょうか。

A21: 第三国側の費用負担は必ずしも必要ではありません。

Q22: 中国での植林は中国側で費用を負担するなどいくつか条件があって第三国にはありませんが、助成金の上限額が同じなのはなぜですか。

A22: 中国の植林規模は10ha以上と規定されていますが、第三国においても植林の目的を達成するために中国と同規模程度の植林を必要とする場合があることなどを考慮して、上限額は同じとしています。具体的な助成額は上限の範囲内で個々に決定します。

◆スケジュール

Q23: 助成の採否はいつ頃分かりますか。スケジュールを教えてください。

A23: 令和3年3月上旬までに申請者(団体)に書面で通知します。

Q24: 助成金受領後に天変地異や新型コロナウイルスの影響など、やむを得ない事情で事業が実施できなかった場合はどうすればよいでしょうか。返還を求められることはありますか。キャンセル料が発生した場合、キャンセル料は助成の対象となりますか。

A24: 助成決定後に事業ができなくなってしまう場合には、速やかに日中友好会館にご連絡いただき、「助成事業中止・廃止承認申請書」を提出してください。「日中植林・植樹国際連帯事業」の助成金は精算払いが基本ですが、概算払いを受けた後、事業が実施できなくなった場合は、助成金を返還い

たいただきますので、速やかに日中友好会館にご連絡ください。

すでに一部実施済みの事業がある場合、「助成事業実績報告書」を提出してください。これを受けて日中友好会館で助成金の額を確定します。（助成金の概算払いを受けている場合も同様です。交付額よりも少ない事業費と判断した場合、差額を返還いただきます）

事業が実施できなかった場合のほか、助成金を対象事業以外または対象経費以外に使用した場合、助成金を返還いただきます。

キャンセル料は助成の対象外です。

◆その他

Q25: 中国側カウンターパートと共同で第三国での植林事業を計画する場合、中国側の費用（例えば事務経費や中国から第三国へ団体スタッフが渡航する場合の旅費等の必要経費）は助成の対象となりますか。

A25: 助成の対象となりません。